

ほがらかケア
(訪 問 介 護)
利用契約書・重要事項等説明書

目 次

- 1 . 利用契約書 1 ~ 7 ページ
- 2 . 重要事項・サービス内容説明書 . 8 ~ 29 ページ
- 3 . 同意書 30 ページ

利 用 契 約 書

(契約の目的)

第 1 条 医療法人社団 安田内科病院（以下、「乙」という。）は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者（以下、「甲」という。）が安心して居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる訪問介護サービスを提供します。甲は乙に対しサービスの利用料金を支払います。

(契約期間)

第 2 条 本契約の有効期間は、契約締結日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 本契約は、契約期間満了の 2 日前までに甲または乙より文書による契約終了の申し入れがない場合、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(訪問介護計画の決定・変更)

第 3 条 乙は、甲に係る居宅介護サービス計画に基づき、訪問介護計画等を作成し、訪問介護サービスの提供を行います。

乙はこの「訪問介護計画」の内容を甲及びその家族に説明します。

- 2 乙は、訪問介護サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の身体状況、日常生活全般の状況、その他保健医療、福祉サービスの利用状況の把握に努めます。
- 3 乙は、訪問介護計画について、甲に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 乙は、訪問介護計画等を提供するにあたって居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、訪問介護サービスの提供の終了に際しては、甲に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 5 乙は、訪問介護計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(訪問介護の内容)

第 4 条 乙は、甲の居宅に訪問介護員を派遣し、定期的に利用者に対して入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護を行います。

- 2 甲が提供を受ける訪問介護の内容は【重要事項説明書】（以下、「説明書」という）に定めたとおりです。乙は【説明書】に定めた内容について、甲及びその家族に説明します。

- 3 乙は、サービス従業者を甲の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【説明書】に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 4 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級過程を修了した者です。
- 5 訪問介護計画が甲との合意をもって変更され、乙が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、甲の了承を得て新たな内容の【説明書】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

(サービスの提供の記録)

- 第5条 乙は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に甲の確認を受けることとします。甲の確認を受けた後、その控えを甲に交付します。
- 2 乙は、サービス提供記録を付けることとし、この契約の終了後5年間保管します。
 - 3 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、当該甲に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
 - 4 甲は、当該甲に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

- 第6条 甲は、サービスの対価として【説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 乙は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃までに甲に発送します。
 - 3 甲は、当月の料金の合計額を翌月末日までに乙に支払います。
 - 4 乙は、甲から料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収書を発行します。
 - 5 甲は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。
 - 6 介護保険の適用を受けないサービスは、全額自己負担になります。

(訪問介護員の交代等)

- 第7条 乙は、サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- 2 甲は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、甲から特定の訪問介護員の指定はできません。

- 3 乙は、乙の都合により訪問介護員を交替することがあります。ただし、その場合、甲に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第8条 甲は【説明書】で定められたサービス以外の業務を乙に依頼することはできません。

- 2 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて乙が行います。但し、乙は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3 甲は、乙が訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、また、乙が事業所に連絡する場合に電話等を使用することを承諾するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第9条 甲は、【説明書】に定めるサービスについて、【説明書】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割または2割、3割)を乙に支払うものとします。

- 2 乙は、1か月ごとにサービス利用料金を計算し、甲に請求するものとします。なお、サービスの利用開始時や要介護区分の変更時、あるいは医療保険の訪問看護の給付対象となる期間が生じた等の事情がある場合、当該期間の利用料金は利用日数に基づいて日割り計算を行います。
- 3 サービス利用料金の支払いに際し、甲は、乙が指定する金融機関口座への振り込み、または、乙が指定する方法での口座引き落としにより支払うものとします。
- 4 前項に定める金融機関口座への振り込みの場合の支払期限は、甲が乙から請求を受けた日の翌月末日とします。なお、支払いの期限を過ぎても、甲が乙からの請求に応じない場合、第21条の定めにより、乙は本契約を解除できるものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第10条 甲は、乙に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 甲がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、乙は甲に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

(サービス内容の変更)

第11条 甲の体調不良等やむを得ない理由により予定されていたサービスの実

施が困難な場合、サービス利用予定の当日であってもサービス内容を変更できる場合があります。

(利用料金の変更)

第12条 第9条に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 甲は、利用料金の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第13条 乙は、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮のうえ、サービスの提供を行うものとします。

2 サービス実施日の甲の体調・健康状態によっては、訪問介護員が甲または家族等に確認のうえでサービスを実施、あるいは中止する場合があります。

3 乙は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として甲の主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 乙は、甲に対するサービスの実施記録を作成し、それを完結の日から5年間保管し、甲または家族等の請求による当該記録の閲覧及び複写物の交付に応じるものとします。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、サービスを提供する上で知り得た甲及び家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 サービス担当者会議等において甲及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

第15条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたり、訪問介護員による次の各号に該当する行為を禁じます。

- (1) 甲または家族等からの高価な物品等の授受
- (2) 甲の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- (3) 飲酒及び喫煙
- (4) 甲または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) その他、甲または家族等に行う迷惑行為

(損害賠償責任)

第16条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、乙の責に帰すべき事由により甲に生じた損害に対し賠償責任を負い、損害賠償を速やかに履行するものとします。

2 前項の定めによらず、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第17条 乙は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償の責任を免れるものとします。

- (1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 甲が、乙の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (5) その他、乙の責に帰すべき事由がない場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第18条 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他乙の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第19条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 甲の要介護区分が、要支援または自立とされた場合
- (2) 甲が死亡した場合
- (3) 乙が解散命令を受けた場合及び破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約)

第20条 甲または乙は、本契約の有効期間中、7日前に通知することにより本契約を解約できます。

2 甲または乙は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第11条第2項により本契約を解約する場合

- (2) 甲が入院した場合
- (3) 甲に係る居宅サービス計画等が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第 2 1 条 甲は、乙が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- (1) 乙が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 乙が第 1 4 条に定める個人情報の保護に違反した場合
- (3) 乙が故意又は過失により甲または家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、また著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第 2 2 条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 甲が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 第 9 条に定めるサービス利用料金について、支払いの期限を過ぎても、甲が乙からの請求に応じない場合
- (4) その他、甲が非協力など信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがない場合等

(精算)

第 2 3 条 第 1 9 条により本契約が終了した場合において、甲がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

(苦情処理)

第 2 4 条 乙は、甲または家族等からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置して適切に対応するものとします。

(虐待の防止)

第 2 5 条 乙は、甲等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第 2 6 条 乙は、サービスを提供する上で知り得た甲及び家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

(緊急時の対応)

第 2 7 条 乙は、訪問介護のサービスを提供しているときに、甲に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 2 8 条 乙は、訪問介護のサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに保険者および関係機関、並びに甲の家族に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

(協議事項)

第 2 9 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

重要事項・サービス内容 説明書

あなた（又はあなたの家族）がご利用をお考えの訪問介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問下さい。

1．サービスを提供する事業者

事業者名	医療法人社団 安田内科病院
代表者	理事長 安田 俊一
所在地	〒921-8047 金沢市大豆田本町八 62 番地
連絡先	電話：076-291-2911 F A X：076-291-6787
法人設立年月日	平成7年4月1日

2．サービス提供を実施する事業所

事業所名	訪問介護事業所 ほがらかケア
管理者	中川 雄太
介護保険指定事業所番号	1770105888
所在地	〒921-8012 石川県金沢市本江町 12 番 10 号
連絡先	電話：076-291-2901 F A X：076-291-1120 緊急時の電話 076-291-2901（24時間受付）
事業所の通常の事業の実施地域	金沢市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町、かほく市
営業日時	月～金曜日 ... 9：00～18：00 日曜、祝日及び12月29日から1月3日までは休業
職員体制	利用者への適切なサービス提供のために当事業所に配置する職員の職種及び人数は別紙 に掲げるとおりです。

3. 運営方針の目的及び運営の方針

目的

利用者が要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者がその居宅において安心して生活を送ることができるよう支援を行うことを目的とします。

方針

利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護により利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

4. 職員の配置状況

利用者への適切なサービス提供のために当事業所に配置する職員の職種及び人数

職員の配置状況

職員の配置数は下記のとおりであり、指定基準を遵守しています。

なお、()内の数値は他の職種との兼務者数です。

職 種	常 勤		非常勤		職 務 の 内 容
	専 従	非専従	専 従	非専従	
1. 管理者		1 (1)			1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
介護福祉士 その他		1 (1)			
2. サービス提供責任者		1 (1)			1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問介護計画を交付します。 4 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。
介護福祉士 その他		1 (1)			

					<p>6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p> <p>8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。</p> <p>9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。</p> <p>10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</p> <p>11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。</p>
3. 訪問介護員		1 (1)		13 (13)	<p>1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。</p> <p>3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p> <p>4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。</p>
	<p>介護福祉士</p> <p>介護職員実務者 研修修了者</p> <p>その他</p>	1 (1)		13 (13)	

5. 提供するサービスの内容及び費用について

サービスの一部には、利用料金が介護保険給付の対象とならず、ご契約者に全額をご負担いただくものがあります。

(1)提供するサービスの内容及び費用について当事業所が提供するサービスと利用料金

サービス区分と種類		サービスの内容
	訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助（安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	<p>ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行います。</p> <p>認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行い、1人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援します。</p> <p>認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援します。</p> <p>入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。</p> <p>移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。）</p>

	自立生活支援のための見守りの援助（安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	<p>ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。</p> <p>本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接援助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。</p> <p>ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助する。</p> <p>認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。</p> <p>洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促し、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。</p> <p>利用者と一緒に手助け及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。衣類の整理・被服の補修。掃除、整理整頓。調理、配膳、後片付け（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。</p> <p>車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。</p>
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
1	通院等のための乗車又は降車の介助	通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。（移送に係る運賃は別途必要になります。）

(1)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

医療行為

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

利用者の同居家族に対するサービス提供

利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) サービス利用料金

(1 割負担者用)

【訪問介護】単位数×地域加算(金沢市...7級地 1単位10.21円)

身体介護	利用時間	20分未満	20～30分	30分～1時間	1時間以上	1時間から30分増すごと
	利用単位	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
	利用料	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円
	自己負担分	167円	250円	396円	579円	84円
身体介護に引続き生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、65単位663円(利用者負担額67円)。但し、195単位1,990円(利用者負担額199円)を限度とする。				
生活援助	利用時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上		
	利用単位	なし	179単位	220単位		
	利用料	なし	1,827円	2,246円		
	自己負担分	なし	183円	225円		
特定事業所加算()	所定単位数の100分の20に相当する単位数					
特定事業所加算()	所定単位数の100分の10に相当する単位数					
特定事業所加算()	所定単位数の100分の10に相当する単位数					
特定事業所加算()	所定単位数の100分の5に相当する単位数					
特定事業所加算()	所定単位数の100分の3に相当する単位数					
中山間地域等に共住する者へのサービス提供加算	所定単位数の100分の5に相当する単位数					

介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

処遇改善加算 所定単位 × 137/1000

特定処遇改善加算 所定単位 × 42/1000

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 24/1000

1月あたりの加算

R6.6.1～ 処遇改善加算 所定単位 × 224/1000 算定予定

初回加算 ... 初回訪問時 200単位 1回 2,042円

(自己負担分 205円)を加算

緊急時訪問介護加算... 100単位 1,021円

(自己負担分 103円)を加算

生活機能向上連携加算

()... 100単位 1,021円(自己負担分 103円)を加算

()... 200単位 2,042円(自己負担分 205円)を加算

認知症専門ケア加算... 3単位 1日 30円
(自己負担分 3円)を加算
4単位 1日 40円
(自己負担分 4円)を加算

基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。

上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間(単位数)を基準とします。

やむを得ない事情で、かつ、利用者、家族の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

介護保険の適用を受けないサービスは全額自己負担となり利用単位数の10割となります。

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

要介護度が1~5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。また、同一の建物(同一敷地内建物等)のうち当該事業所における一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。注：同一敷地内建物等とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めるとき

に、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施します。

生活機能向上連携加算（ ）は、サービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算します。

生活機能向上連携加算（ ）は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行する等、当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります

（ 2 割負担者用 ）

【訪問介護】単位数×地域加算（金沢市...7級地 1単位 10.21円）

身体 介護	利用時間	20分未満	20～30分	30分～1時間	1時間以上	1時間から 30分増すごと
	利用単位	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
	利用料	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円
	自己負担分	333円	499円	791円	1,108円	168円
身体介護に引続き生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、65単位663円（利用者負担額133円）。 但し、195単位1,990円（利用者負担額398円）を限度とする。				
生活 援助	利用時間	20分未満	20分以上45分未満		45分以上	
	利用単位	なし	179単位		220単位	
	利用料	なし	1,827円		2,246円	
	自己負担分	なし	366円		450円	

特定事業所加算()	所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数
特定事業所加算()	所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
特定事業所加算()	所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
特定事業所加算()	所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数
特定事業所加算()	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数
中山間地域等に共住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数

初回加算 ... 初回訪問時 200 単位 1 回 2,042 円
(自己負担分 408 円)を加算

緊急時訪問介護加算... 100 単位 1,021 円
(自己負担分 204 円)を加算

生活機能向上連携加算

()... 100 単位 1,021 円 (自己負担分 204 円)を加算

()... 200 単位 2,042 円 (自己負担分 408 円)を加算

認知症専門ケア加算... 3 単位 1 日 30 円
(自己負担分 6 円)を加算

4 単位 1 日 40 円
(自己負担分 8 円)を加算

基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。

上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間(単位数)を基準とします。

やむを得ない事情で、かつ、お客様、ご家族様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

介護保険の適用を受けないサービスは全額自己負担となり利用単位数の10割となります。

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続し

て、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。また、同一の建物(同一敷地内建物等)のうち当該事業所における一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。注：同一敷地内建物等とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施します。

生活機能向上連携加算()は、サービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算します。

生活機能向上連携加算()は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行する等、当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の

処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります

(3 割負担者用)

【訪問介護】単位数×地域加算(金沢市...7級地 1単位10.21円)

身体介護	利用時間	20分未満	20～30分	30分～1時間	1時間以上	1時間から30分増すごと
	利用単位	163単位	244単位	387単位	567単位	82単位
	利用料	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円
	自己負担分	511円	765円	1,212円	1,773円	257円
身体介護に引続き生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに、67単位684円(利用者負担額205円)。 但し、201単位2,052円(利用者負担額615円)を限度とする。				
生活援助	利用時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上		
	利用単位	なし	179単位	220単位		
	利用料	なし	1,827円	2,246円		
	自己負担分	なし	549円	674円		
特定事業所加算()		所定単位数の100分の20に相当する単位数				
特定事業所加算()		所定単位数の100分の10に相当する単位数				
特定事業所加算()		所定単位数の100分の10に相当する単位数				
特定事業所加算()		所定単位数の100分の5に相当する単位数				
特定事業所加算()		所定単位数の100分の3に相当する単位数				
中山間地域等に共住する者へのサービス提供加算		所定単位数の100分の5に相当する単位数				

介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

処遇改善加算 所定単位 × 137/1000

特定処遇改善加算 所定単位 × 42/1000

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 24/1000

1月あたりの加算

R6.6.1～ 処遇改善加算 所定単位 × 224/1000 算定予定

初回加算 ... 初回訪問時 200単位 1回 2,042円

(自己負担分 613円)を加算

緊急時訪問介護加算... 100単位 1,021円

(自己負担分 307円)を加算

生活機能向上連携加算

()... 100 単位 1,021 円 (自己負担分 307 円) を加算

()... 200 単位 2,042 円 (自己負担分 613 円) を加算

認知症専門ケア加算... 3 単位 1 日 30 円

(自己負担分 9 円) を加算

4 単位 1 日 40 円

(自己負担分 12 円) を加算

基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。

上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間(単位数)を基準とします。

やむを得ない事情で、かつ、お客様、ご家族様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

介護保険の適用を受けないサービスは全額自己負担となり利用単位数の10割となります。

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。

例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

要介護度が1~5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

また、同一の建物(同一敷地内建物等)のうち当該事業所における一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。注：同一敷地内建物等とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施します。

生活機能向上連携加算()は、サービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合に加算します。

生活機能向上連携加算()は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提携施設の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行する等、当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります

保険給付として不適切な事例への対応について

- a.次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

ア 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが相当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

イ 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

b. 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

c. 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

d. 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

（ア）複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

（イ）通常実施地域外の交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、実施

地域を越えた地点から 1 回の利用につき往復 3 0 0 円をいただきます。

(ウ) 通信料

利用者及び家族から事業所への通報連絡に係る通信料(電話料金)については、利用者にご負担いただきます。

(エ) 支援中のガソリン代

支援時間内に訪問介護員が買い物等に車両をした場合、1 kmにつき 25 円をいただきます。

(オ) サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用をご負担いただきます。

(カ) 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費の実費相当分をいただきます。

e. キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

前日までのご連絡の場合・・・キャンセル料は不要です

当日にご連絡の場合・・・1 提供当たり 2,000 円を請求いたします。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。

6. 利用料金のお支払い方法

前項の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(なお、サービスの利用開始時や要介護区分の変更時、となる期間が生じた等の事情がある場合、当該期間の利用料金は利用日数に基づいて日割り計算を行います。)

ア. 下記指定口座への振り込み(請求日の翌月末日までにお振込み下さい)

北国銀行 本店営業部 普通 034940

医療法人社団安田内科病院 理事長 安田 義顯

(イリョウハウジンシャダンヤスダナイカビョウイン リジチョウ ヤスダヨシアキ)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア．利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ．事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

ア．定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスの利用にあたり、利用者は「5.事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ．訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

ウ．備品等の使用

利用者は、従業者が訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、また、従業者が事業所に連絡する場合に電話等を使用することを承諾するものとします。

エ．合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

訪問介護の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付します。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(4) 提供の拒否の禁止

利用者からの訪問介護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

(5) サービス提供困難時の対応

前号に定める正当な理由により、適切な訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の訪問介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(6) サービスの提供に当たって

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

- ア. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- イ. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ウ. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- エ. サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- オ. 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めています。
- (2) 事業所は従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - イ. 継続研修 随時

9. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合

ウ．利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合

エ．事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

オ．利用者が死亡した場合

なお、サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 理事長 安田 俊一

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束の適正化について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 個人情報の保護について

- (1) 従業者は、在職期間中はもとより退職後においても、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を決して漏らさないものとします。
- (2) 事業者は、従業者の雇用契約の際に、前項に定める旨を記載した誓約書に従業者からの署名及び押印を受けるものとします。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議、医療機関の受診または入院、介護保険サービスの提供等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

14. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の急変等緊急事態が生じた時には、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い適切な対応にあたります。

また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、介護支援専門員と連絡をとるものとします。

15. 事故発生時の対応方法

事業所が提供するサービス中に事故が発生した場合は、市町、家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

- (1) 事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会等を開催するなど事故防止に努めます。
- (2) 事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- (3) 必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

16. 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

17. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

19. サービス提供記録について

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問介護記録書」等の書面に、必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、前記の「訪問介護記録書」等その他の記録を完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は、実費負担によりその写しを交付します。

20. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

21. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

22. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 中川 雄太
受付時間	午前9時30分～午後4時30分 (土日祝及び12月29日から1月3日までの間を除く)
電話番号	076-291-2901

(2) 行政機関その他苦情受付機関

記載の受付時間は土日祝及び年末年始期間を除きます。

金沢市福祉局介護保険課	
受付時間	午前9時～午後5時45分
電話番号	076-220-2264

白山市役所 健康福祉部 長寿介護課	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
電話番号	076-274-9529

野々市市役所 健康福祉部 介護長寿課	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
電話番号	076-227-6066

かほく市役所 市民部 長寿介護課 介護保険係	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
電話番号	076-283-7122

内灘町 町民福祉部 保険年金課	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
電話番号	076-286-6702

津幡町 町民福祉部 福祉課 介護保険係	
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
電話番号	076-288-2416

石川県国民健康保険団体連合会（石川県国保連合会）

介護サービス苦情 110 番

受付時間 午前 9 時 ~ 午後 5 時 00 分

電話番号 076-231-1110

石川県福祉サービス運営適正化委員会

受付時間 午前 9 時 ~ 午後 5 時 00 分

電話番号 076-234-2556

令和 6 年 4 月 1 日 現在

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面により契約内容、個人情報の保護、重要事項及びサービス内容の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地 金沢市本江町 12 番 10 号

事業所名 訪問介護事業所 ほがらかケア

管理者氏名 管理者 中川 雄太

説明者氏名 _____

事業者から上記内容の説明を受け、サービス内容や利用料、個人情報の取り扱い等に同意し、指定訪問介護サービスの利用に関する契約を締結します。

(甲)

利用者

住 所 _____

お 名 前 _____

署名代行者

住 所 _____

お 名 前 _____

続 柄 _____

署名代行の理由 _____

利用者家族代表

住 所 _____

お 名 前 _____

続 柄 _____

私は、指定訪問介護サービスの事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

(乙) 事業者 訪問介護事業所 ほがらかケア

住 所 金沢市大豆田本町八 6 2 番地

法人名 医療法人社団安田内科病院

代表者 理事長 安田 俊一 印

電 話 076-291-2911 F A X 076-291-6787

金沢市指定 第 1 7 7 0 1 0 5 8 8 8 号